

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N<sup>o</sup>498  
2012・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 志賀原発運転差止訴訟の提起……………岩淵 正明  
原発事故子ども・被災者支援法の概要と今後の課題……………河崎健一郎  
陸上自衛隊による市街地訓練に対抗して……………種田 和敏  
東京高裁、国の責任認めず—横須賀米兵強盗殺人事件国賠訴訟控訴審判決……………中村 晋輔  
大阪市思想調査アンケート国賠訴訟、提訴しました！……………中村 里香  
「Let's DANCE 法律家の会」設立準備会への参加を呼びかけます……………西川 研一  
—ダンス規制法(風営法)改正をめざして  
改正法成立、今後1年以内が勝負！—給費制は法曹界全体の問題……………宮本 亜紀  
東京電力女性社員殺害事件に再審開始決定……………佃 克彦  
神栖ヒ素事件裁定及び和解解決報告……………五來 則男



秋田・竿燈まつり

# 志賀原発運転差止訴訟の提起

北陸 岩淵 正明

1 二〇一二年六月二十六日、石川県及び富山県の住民二二〇名が、北陸電力株式会社に対し、同社が石川県志賀町に有する志賀原子力発電所一号機及び二号機の運転差止めを求め、訴えを金沢地方裁判所に提起し、第一回期日が一〇月

三日と指定された。弁護団は総勢二七名うち一人は富山県その他は新人弁護士二六名を中心とする石川県の弁護士である。

2 志賀原発に対する訴訟は、一九八八年の志賀一号機の運転差止め提訴に始まり、一九九九年に提訴した志賀二号機訴訟では第一審で運転差止めを勝ち取ったものの控訴審で逆転敗訴し、上告審も敗訴した経過がある。訴訟を支えた原告を含む支援者らは、あしかけ二三年にわたる

訴訟に終止符を打ち、二〇一二年一月に原告団の解団式を行った。その解団式からわずか二カ月後の二〇一二年三月二日に、あの福島第一原発事故が発生したのである。

3 福島の事故後、石川県内でも志賀原発廃炉に向け実行委員会が結成され、「さよなら志賀原発」と銘打った集会やパレードを行い、脱原発運動を進めてきた。具体的には、二〇一一年七月二十四日、金沢市内で三〇〇〇人規模の集会

及びパレードを実施、同年二月一日、志賀原発から二〇キロメートル圏内にある七尾市内で五〇〇人を超える集会を実施、翌二〇一二年二月五日、元原子炉プラント設計技師後藤政志氏を迎えて金沢市内で講演会及び集会を開催した。他の

多くの市民グループでも、講師を招いた集会が多数開催されている。さらに大飯原発の再稼働中止を求め、六月一日には二〇〇〇人規模の集会・パレードが行われた。こうした集会・パレードには、従来は原発にさほど関心をもたなかったが

三・一一を経験して身近にある志賀原発の危険性を意識し始めた市民が大勢参加していた。

4 しかし、事故後一年を経過するも生活基盤を根底から奪われた住民はいまだに故郷に帰れない。他方、国民の八割が脱原発の意向を表明し、東京では二度にわたり一〇万人規模の集会が開催され、毎週金曜日には首相官邸周辺で数万人規模のパレードが継続しているにもかかわらず、大飯原発は再稼働され、政府内では脱原発の

方向も迷走している。

5 そもそも福島第一原発は、国の定めた立地指針、安全指針、耐震指針等の各種指針に適合するとの評価を受けて稼働していた。にもかかわらず、今回の重大な事故が発生したのである。同じく国の各種指針に適合していると評価された志賀原発においても、あのような重大事故が発生する危険性がないなどとはどういえない。従前の志賀原発差止訴訟の原告だった人を含む大勢の住民が、志賀原発の危険性を再認識し、あらためて裁判によって原発の運転を止めようと立ち上がり、今回の提訴に至った。

6 今回の訴状において、われわれ弁護士は、福島第一原発事故を受けて、原発に求められる安全性は絶対的安全性、少なくとも絶対的安全性に限りなく近い安全性が要求されると主張している。万が一にも重大事故が発生した場合に、周辺住民の生命・身体にどのような危険が及ぶか、どれほどの財産が奪われるかは、福島事故をみれば明らかであり、その被害規模は計り知れない。その被害の甚大さに照らして、原発に求められる安全性は、絶対的安全性に限りなく近いものであるべきだと考えるからである。

7 また、今回の訴状ではわれわれは地震によって原発の重要機器が壊れる危険性を主張している。地震国日本においては、地震が発生しても原発事故が生じないよう、国の各種指針において詳細な定めがおかれ、電力会社は指針にもとづく報告をし、原子力安全・保安院をはじめとする規制機関はこの報告を了承してきた。

ところが、七月五日の国会の事故調査委員会の最終報告書でも「地震動によりIC配管に細長いひび割れが生じ、そこから冷却材が噴出するような小破口LOCA（冷却材喪失事故）は起きなかつた、と断言する客観的根拠は何もない。」と指摘されているように、電源喪失や冷却材喪失事故が、津波ではなく地震により発生した可能性を指摘している。これは、地震に対する詳細な定めをもつこれまでの国の指針そのものが誤りだった可能性につながる指摘と言える。

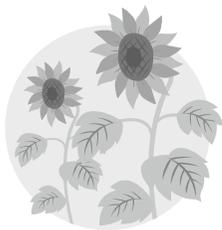
つまり、国の指針に適合しているからといって、原発は安全であるなどとは到底言えないことが明らかとなり、このことをわれわれも訴訟で指摘している。

8 訴状ではそのほか、志賀原発周辺の活断層の運動の危険性を主張していたところ、

七月に至り原子力安全・保安院の意見聴取会において、志賀二号機の直下にあるSI断層が活断層であるとの指摘が複数の専門家によりなされ、大問題となった。

耐震指針では活断層の上には原発は設置できないこととなっており、この指摘通りだと志賀原発は当然廃炉となる。そもそも原告らは一九八八年一号機の設置許可時からこのSI断層は活断層であると指摘をしていたが、裁判所はこれを認めなかった。二〇年を経てようやく見直されたことになり、いずれにしてもこのSI断層が訴訟上も重大な争点となっていく。

9 今後、全国各地の原発訴訟弁護士と情報を共有しながら、法廷において、志賀原発が安全とは言えないことを十二分に主張立証することによって、原告を含む多くの支援者が待ち望む運転差止めの判決を勝ち取りたいと考えている。



# 原発事故子ども・被災者支援法の 概要と今後の課題

東京弁護士会 河崎健一郎

## 一 「原発事故子ども・被災者支援法」の成立

去る六月二日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」という。）」が、衆議院本会議を通過し、成立した。<sup>①</sup>

同法は六月二七日に公布され、即施行された。筆者は、法律家の任意団体である「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）」の一員として、同法成立へむけたロビイング活動等を行ってきた立場から、この法律の概要と、今後の課題について簡単にまとめてみたい。<sup>②</sup>

## 二 「原発事故子ども・被災者支援法」の基本理念

この法律は基本理念として、「被災者一人一人が、支援対象地域における居住、他の地域への移動および移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」と謳っている

（第二条第二項）。

これは、長期にわたる低線量被ばくの危険が科学的に十分に解明されていない中で、その地で居住を続けることも、避難をすることも、避難した先から再び元の地域に戻ることも、そのいずれの選択も保障されるべきであるということ述べており、被曝のリスクからの「避難する権利」を確立する第一歩を踏出したものと評価することが出来る。チェルノブイリ原発事故の後に、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの三方国で成立し、「避難の権利」を認めた「チェルノブイリ法」になぞらえて、「日本版チェルノブイリ法」とであると表現されることもある。もともと、後述するように、今回成立した法律は法律事項を含まない理念法に留まるため、個々人に対して具体的な請求権を保障したものはなっておらず、基本理念に沿った今後の法の拡充、個別立法等の措置がなされることが望まれる。

## 三 「原発事故子ども・被災者支援法」の支援内容

法律の定める具体的な支援内容について見ていこう。

まず、この法律に基づく支援が受けられる対象は、「支援対象地域（第八条第一項）」に居住、また

は居住していた者およびそれに準ずる者（被災者）となっている。

「支援対象地域」の設定にあたっては、「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」とされており、現在の政府の「避難に係る指示」が年間二〇mSV（ミリシーベルト）を基準に設定されていることを考え合わせると、「年間一〇mSV以下であり、一定の基準以上」の地域が指定されることになるものと思われる。

「支援対象地域」に指定された場合、どのような支援が受けられるのだろうか。

この法律によれば、医療の確保、子どもの就学等の援助、学校給食の放射性物質検査機器設置、除染、自然体験活動（保養）等を通じた心身の健康の保持に関する施策等が国の責任において講じられることとなっている（第八条）。

「支援対象地域」から避難を選択した者に対する支援はどうなっているだろうか。

この法律によれば、支援対象地域からの移動の支援、避難先における住宅の確保、避難した子ども等の学習等の支援、避難先における就業支援、移動先の行政サービスを円滑に受けられるための支援、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等の施策が国の責任において講じられる

こととなっている（第九条）。

なお、「支援対象地域」からの避難者に対して講じられるこれらの支援は、避難先から元いた地域への帰還を選択した被災者にもほぼ同様に適用されることが定められている（第二〇条）。

これらの支援施策が具体的に講じられることにより、支援対象地域内での放射線被ばくのリスクを低減しながらの継続居住、放射線被ばくのリスクを避けるための避難、避難先からの帰還のいずれの選択をも、実質的に保障されることが求められている。

この法律のいま一方の柱が、子ども・妊婦に対する医療費の減免規定である。

第二三条第三項に、被災者である子ども・妊婦が医療（原発事故による放射線による被ばくに起因しない負傷または疾病に係る医療をのぞいたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用の減額または免除することが定められている。これは、当初案では「放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合に」と、医療費の減免を主張する側に立証責任が課せられていたものが、与野党協議での激論の末、原則として医療費の減免を認め、被ばくに起因しない負傷または疾病であることの証明責任は被告側たる国が負う旨の「ネガティブリスト方式」にすることで決着した経緯がある。

#### 四 今後の課題

冒頭述べたように、この法律は低線量被ばくの健康影響という、現時点で明確な回答のない問題に対して、被災者の個人が、それぞれの感性、それぞれの考えで行動を選択することを保障し、「避難の権利」を認めるための第一歩であるという意味では、評価できる。原発避難、特にいわゆる自主避難を余儀なくされた被災者にとっては、国家によってその選択を全否定され続けたこの一年間を経て、ようやく自分の選択が正面から肯定されたことによる心理的效果を評価する声は多く、第一歩としての意義は大きい。

しかしその一方で、今回成立した法律は理念法の色彩が濃く、個人に具体的な請求権を認め、行政に対して一定の作為を義務づけるものとはなっていない。現時点で個別の予算措置を伴っていないわけではない。これは、原発事故の被害を小さく見せかけようとする政府の方針に反する立法であるため、問題意識を共有する超党派での議員立法という、ある種変則的な方法で、抜き打ち的に成立させるしかなかったという政治情勢上の限界と云うほかないが、第一歩としてのこの法律の成立を受けて、市民の側からの今後の継続的な働きかけこそが重要である。

「予算措置の前提として第一に必要なものは、「支援対象地域」の範囲設定である。この点、私たちは、従前の社会的合意（既存法令等）に基づき、原発事故由来の追加被ばく線量が年間1mSvを超える地域については、支援対象地域に含めるように求めてきた。この法律が参考としたチェルノブイリ法においても、同等の水準が保護の目安となっていた。また、法案審議時の国会答弁で、自民党の森まさ子議員が、「福島県の全域に加え県外のホットスポットも含むべき」との趣旨の発言をしていることが注目される。

第二に問題となるのは、継続居住、避難、帰還のそれぞれに対する具体的な支援策の拡充である。これらの早期実現を図るためには、施策の充実に行政に任せきりではなく、被災者・支援団体からも積極的に現状の問題点、必要としている支援の具体的な内容、水準等について情報提供を行っていくことが望まれる。支援事業の策定過程ほどの程度被災者・支援団体が参加できるか否かが重要なポイントとなるだろう。

また、それら施策の実施状況をモニタリングして、過不足や調整課題について適宜・適切に行政に対してフィードバックできる仕組み作りも必要となる。法律を作ったばかりではなく、継続的にコミットし続ける運動体を作ることができるといえる。今回の立法運動を原発事故被災者一人ひとりの受け取る果実とできるかどうかを左右することとなる。

同法の法文については本稿執筆時点では総務省法令データ提供システムに反映されておらず、参議院ウェブサイトにて提出時法律案を参照することができる（国会審議での修正点はなし）<http://www.sangin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/180/pdf/1071800221800.pdf>

(1) 同法の法文については本稿執筆時点では総務省法令データ提供システムに反映されておらず、参議院ウェブサイトにて提出時法律案を参照することができる（国会審議での修正点はなし）<http://www.sangin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/180/pdf/1071800221800.pdf>

(2) 「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク」の活動や情報発信については、ウェブサイト<http://seifujuem.jp/?pid=1>参照。梓澤和幸および河崎健一郎が共同代表、二〇一二年七月末のメンバー数は約五〇名。なお、S A F E L A N設立の経緯について「青年法律家二〇一二年八月号No.四八六参照。

(3) 「避難する権利」の具体的内容については河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健治「避難する権利、それぞれの選択」岩波ブックレット、二〇一二年、参照。また、「避難する権利」への典型的な批判への再反論を試みたものとして、河崎健一郎・中手聖「日本版チェルノブイリ法の可能性と「避難する権利」現代思想二〇一二年七月号二五四頁以下参照。

(4) ICRP Publication111 para.32～34には「防護方策の最適化のためには利害関係者（被災者）の関与が重要」と明記されている。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられ、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円（税込）

# 陸上自衛隊による市街地訓練に対抗して

東京 種田 和敏

## 一 はじめに

陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊（東京都練馬区所在の練馬駐屯地所属）は、二〇二二年（以下、二〇二二年は省略）六月二日に「レンジャー市街地武装行軍訓練」を実施しました。私は訓練の実施を知り、駆け出しの法律家として、また東京都練馬区の住民として、こんな訓練は許せないと思い、できるかぎりの対応してきました。以下では、私の行動を中心に、訓練の中止を求める住民の運動などを紹介させていただきます。

## 二 当初の訓練概要

第一普通科連隊長は、四月八日、関係区役所及

び警察署に対し、レンジャー養成訓練の最終段階として、六月二日の午前中に白昼堂々、板橋区及び練馬区の市街地において、完全武装した隊員を「行軍」させる訓練を実施すると通知しました（以下「本件行軍訓練」といいます）。

まず、レンジャーとは、陸上自衛隊のホームベージによれば、主力と呼ばれる大規模な部隊とは独立して、極めて少人数で隠密に行動し、示された時間に敵の重要拠点に襲撃（敵の予想しない手薄な場所へ攻撃を仕掛けること）・伏撃（敵を待ち伏せして攻撃をしかけること）を行ったり、橋などの破壊活動などを行い、主力の攻撃を容易にしたり、敵の行動を妨害することを任務とする遊撃（敵の陣地内で襲撃や妨害等を行う攻撃）部隊の隊員をいいます。つまりレンジャーとは、遊撃部隊の隊員であり、敵の陣地内で襲撃や妨害等の攻

撃を行う部隊の隊員です。「敵の陣地内」とある以上、レンジャーは専守防衛のための人員ではなく、もっぱら戦争のための要員だといえます。

また、本件行軍訓練は、四二年ぶりに実施されるもので、二〇名程度の誘導員とともに二〇名弱のレンジャー訓練生が、午前八時三〇分に東富士演習場から大型軍用ヘリコプターで荒川河川敷の戸田橋緑地（公園）に降着し、態勢を整えた上で河川敷から一般道を訓練生が二列で前進し、都営三田線西台駅前の繁華街や東武東上線東武練馬駅の商店街を通行して、正午までに練馬駐屯地に至ります。訓練生は、顔に迷彩ペイントをし、鉄帽及び迷彩服を着用し、小銃を両手で前に構え、銃剣を腰に携え、背中には大きなリュックを背負っています。本件行軍訓練は三カ月間に及ぶ過酷なレンジャー訓練の最終段階として行われるため、

訓練生は体力の限界を超えた極限状態で本件行軍訓練に参加することになります。

### 三 住民運動と仮処分申立て

板橋区は、第一普通科連隊長の前記通知から一日後（四月十八日）、区議会議員に対し、本件行軍訓練の実施を報告しました。板橋区の報告により、本件行軍訓練の実施は板橋区及び練馬区の住民の知るところとなり、住民有志が集まり、市街地での訓練を基地内での訓練に変更を求め、駅頭での街宣行動や防衛省や練馬駐屯地への要請行動を精力的に行いました。

私は、訓練実施の二週間前（五月二九日）に本件行軍訓練の概要を知りました。第一師団の広報班長は、本件行軍訓練の目的や必要性は何かと尋ねる問いに対し、「訓練の目的は隊員にアスファルトに慣れること。歩く能力を鍛える訓練である」と答えました。私は、自衛隊の回答を聞いて驚きました。昼間に人口密集地帯を完全武装して歩くことが住民に多大なる不安と恐怖を与える以上は、相応の目的と高度の必要性がなければならぬにもかかわらず、自衛隊の回答はまったく納得のいかないものだったからです。

住民の皆さんは、それぞれの立場において、できることをがんばっていました。私も訓練の詳細

を知り、何かできないかと考えたときに、「仮処分」を思いつきました。すなわち、本件行軍訓練が、憲法が明記する平和的生存権を侵害し、生命及び身体の安全並びに平穏な生活などの人格権を脅かすものである以上、弁護士として、権利侵害を未然に回避するための制度として仮処分が思いついたので。最終手段である裁判にまで思いめぐらしたのは、このままでは確実に訓練を実施されるという危惧感と、前代未聞の訓練が実施されようとしているにもかかわらず赤旗以外のメディアはまったく取り上げておらず、訓練について誰も知らないことに対する危機感でした。

因らずも、日本平和委員会が六月一日に開催した本件行軍訓練の学習会において、内藤功先生が「本件訓練が平和的生存権と人格権を侵害する」という趣旨の発言をされたことも手伝って、同学習会で仮処分申立ての提起をしました。すると意外にも、たくさんの方から賛同をいただき、もう後戻りできない状況になりました。そして六月四日、住民六名が、東京地方裁判所に対し、仮処分の申立てをしました。

### 四 仮処分却下決定と訓練内容変更

私は、仮処分の申立て後、住民側代理人として、他の弁護士とともに、三本の準備書面を提出

しました。その中で、本件行軍訓練が住民の交通安全を害することを主張しました。すると、第一普通科連隊長は、六月六日、住民運動の成果として開催させた住民説明会において、隊列を二列から一列に縮小すること、誘導員を一〇名程度から約二五名に増員すること、東武練馬駅前の商店街を経路から外すことが発表されました。自衛隊は、訓練の安全性を確保するために、訓練内容を変更したのです。

また、私たちは六月五日、仮処分を申立てたことについて、東京地裁内の司法記者クラブにおいて、記者会見をしました。すると、その日の夕刊や翌六日の朝刊に記事が出て、多くの方の知るところとなったことも、自衛隊が訓練変更をせざるを得なくなる圧力になったと思います。

仮処分の申立ては、結果的に、六月二日、却下決定に終わりました。理由は、簡潔に述べると、平和が抽象的なので平和的生存権に具体的権利性はないこと、地域の静ひつが一時的に損なわれることは否定できないとしても、隊列は小さいので住民の目に触れるのはごく短時間だし、申立人らの不快感は主観的なものにすぎないこと、各種安全対策がとられているので生命身体に危険が及ぶ可能性は高くはないことから、申立人らの権利侵害の蓋然性は高くないというものでした。

## 五 訓練の実施

六月二日、残念ながら訓練は実施されませんでした。ただ、驚いたことが三つあります。

まず、河川敷にへりは飛んできませんでした。これはへりの危険性を指摘し、降着地点が公園だ



六月二日に強行された行軍訓練の様子

ったため公園使用の趣旨に反すると声高に叫んだ結果だと思えます。

また、訓練生の携行する小銃が、前に構えるのではなく、銃口を上に向けて肩にかけ、ロープで体にぐるぐるに縛りつけて、決して落下しないようにしていました。たしかに、仮処分の過程で国から提出された答弁書に銃口を上向きにして肩にかけるという記載はあるものの、ロープで固定するという記載はありませんでした。ロープで固定する措置は、不測の事態に備えて自衛隊がとったものだと考えますが、仮処分に打って出た結果、自衛隊としても行軍訓練の危険性を最小限にすることに細心の注意を払ったことがうかがえます。

さらに、隊列についても、答弁書では一列縦隊で一団となつて歩くことになっていたにもかかわらず、実施段階では、二名ないし三名の六つの小隊に分かれて行軍することになりました。これも安全性の観点からいうと、大きな一つの塊よりも、小さな塊がいくつあった方がよいといえます。

以上のとおり、驚きがありながらも、たくさんの方のマスクミと住民に囲まれ、騒然とするなか、行軍訓練は終了しました。

## 六 おわりに

前記のとおり、本件行軍訓練に関して仮処分を

申立てたことで一定の成果があり、短い時間で十分とは言えない準備の中で最大限の効果を上げたと自負しています。しかし、訓練自体を実施されたことは、誠に遺憾であり、私個人としても、とてもつらい経験でした。

陸上自衛隊の幕僚長は、本件行軍訓練に意義があり、住民の理解も得られたので、今後も継続して実施すると明言しています。NHKは、訓練実施日のお昼と夕方のニュースで、お散歩中の保育園児が訓練の隊列に遭遇した映像を放映しました。驚きの表情を浮かべる園児もいれば、泣き出す子もいました。子どもが泣いてしまうような訓練をすべきではありませんし、そのような訓練をもう二度と繰り返させてはなりません。今回の訓練を中止に追い込むため、これからも住民の方とともに行動していきたいと考えています。

## 七 補記

陸上自衛隊は、七月一日、二三区全域で大規模な展開訓練を実施しました。また、国家戦略会議の分科会は、七月六日、集団的自衛権行使容認の提言をまとめました。そして、多国間軍事演習リムパック二〇一二では、海上自衛隊幹部が副司令官を務めました。この国はどこに向かっているのか。警戒レベルを上げて監視が必要です。

# 東京高裁、国の責任認めず

## 横須賀米兵強盗殺人事件 国家賠償請求訴訟控訴審判決

東京 中村 晋輔

### 一 事件の概要と一審判決

二〇〇六年一月三日早朝、神奈川県横須賀市において、出勤途中の佐藤好重さん(当時五六歳)が、空母キティホーク乗組員の米海軍人(当時二一歳)から暴行を受けて殺害され、現金約一万五〇〇〇円を奪われるという強盗殺人事件が発生した。米兵による暴行は約一〇分間にもおよんだ。

米兵は、好重さんの顔面を手げんで殴打し、好重さんの体をコンクリートの壁の角めがけて投げ付けて叩きつけた上、仰向けに転倒した好重さんの腹部及び顔面を足で多数回踏みつけるなどし、好重さんの顔面が血まみれとなって、身動きせず、声も発しない状態にあるのを確認するまで暴行を続け、好重さんを右腎及び肝臓破裂により出血死させた。

二〇〇六年一〇月二〇日、夫の山崎正則さんが、米兵と国を被告として、横浜地裁に損害賠償請求訴訟を提起した。

二〇〇九年五月二〇日、横浜地裁(水野邦夫裁判長)は、米兵に対し損害賠償金約六五七三万円及び遅延損害金の支払を命じたが、国に対する請求を認めなかった(青年法律家二〇〇九年七月二五日号No.四六一参照)。

そこで山崎さんは、国に対する請求について東京高裁に控訴した。

### 二 東京高裁の審理

二〇〇九年一〇月一日の控訴審第一回口頭弁論期日を皮切りに判決前までに六回の口頭弁論期日と三回の進行協議期日を実施し、二〇一一年六月一六日に結審した。第一審に引き続き控訴審においても、米海軍が行っている外出規制、飲酒規制等の犯罪防止措置等について在日米海軍司令部に対する調査囑託を実施することができた。もともと、その回答は「記録がありません」として拒否されたものがほとんどであった。第一審においては、米兵の軍事記録を取り寄せるべく在日米海軍司令部に対する文書送付囑託が実施されたが、これも拒否されている。米兵犯罪被害者が米軍の手の中にある証拠をいかに収集するのが大きな課題である。

### 三 東京高裁判決の内容

二〇一二年六月二三日、東京高裁第二四民事部(三輪和雄裁判長)は、山崎さんの国に対する請求を認めず、控訴を棄却した。

#### (1) 米海軍上司らの監督責任

東京高裁は、米海軍上司らの監督責任について、日本国民の生命・身体の安全という重要な利益よりも米海軍の裁量を重視したものであり、不当な判決である。横浜地裁は、日米安保条約六条



判決後の集会で支援者に報告する山崎さん

一項等を根拠として、在日米軍はその駐留によって日本国民の生命・身体等に危害が及ぶような事態を可及的に防止すべきものであると指摘していたのに対し、東京高裁はこれを否定した上で、米海軍上司らの監督権限は、米海軍の使命及び義務を満足な状態で完遂させるという職責を全うするための目的と関係ない日常生活や活動には原則として及ばないとした。今回の判決文で目についたのは、「米軍の戦略的な問題としての同盟関係」

「外交的、政治的観点」というフレーズであり、日本国民の生命・身体等の安全という視点が欠落している。本件犯行当時、米海軍軍人に対する飲酒規制等が実施されていなかったことについて、横浜地裁も東京高裁も米海軍上司らの広範な裁量を前提として、米海軍上司らの米海軍人に対する監督権限の不行使が著しく合理性を欠くものではないとしたのであるが、東京高裁がその中身を後退させたものといえる。

控訴審において弁護団が一審判決の成果を前提に詳細な主張・立証を展開したこと(特に、二〇〇六年一月三日の本件犯行以前から神奈川県内で米兵犯罪が多発していたことを新聞記事等により詳細に主張・立証したこと)を受けて、東京高裁が国(米軍)の責任を認めない結論をとにかく維持したいがために、一審判決の基礎部分を壊したのではないかと推測する。国が控訴審において一審判決の枠組みを認めていただけに、非常に腹立たしい。判決文の以下の一文が象徴的である。「控訴人は、権限不行使の違法を基礎付ける事実ないし事情について、原審及び当審において詳細な主張、立証をするが、これらを十分に検討しても、上記の結論は変わらない。」

(2) 民特法一条「その職務を行うについて」

米兵による本件犯行が、日米地位協定の実施に伴う民事特別法(民特法)一条「その職務を行うに

ついて」行われたものといえるか(米兵の職務執行性)については、一審判決と比較すると理由が多く書かれており、東京高裁が検討をした形跡はあろう。しかし東京高裁は、本件犯行について、「在日米海軍人としての職務行為としてされたものでないことは明らかであり、また米海軍における軍人の職務行為遂行の手段としてされた行為、職務と一体不可分の行為、職務に付随してされた行為あるいは職務行為としての外形を有している行為のいずれにも該当しないことも、明らかというべきである」として、民特法一条「その職務を行うについて」の要件に該当しないと判断した。東京高裁は、本件犯行が、米海軍横須賀基地の近くの場所、米兵の勤務開始時間の七分前まで行われたこと、米兵が、米兵という地位を利用して好重さんに対し「ベース」と言って米海軍横須賀基地への道を尋ねて本件犯行に及んだことを軽視しており、この点も不当である。

四 たたかいは最高裁へ

今回の東京高裁の不当判決にめげることなく、山崎さんと弁護団は、最高裁に上告・上告受理申立てを行った。これまでご支援をいただいた皆様に感謝をするとともに、今後も引き続き最高裁でのたたかひに対するご支援をお願いする次第である。

# 大阪市思想調査アンケート国賠訴訟 提訴しました!

大阪 中村 里香

今

やすつかり、「大阪市問題」は取り組みの重要課題として全国的に認識されるようになってしまいました。二条例問題、公務員パッシング、日の丸・君が代問題、文楽を初めとする文化事業に対する補助金カット、組合事務所問題、生活保護行政に関する問題など、挙げていけばきりがないほどであり、橋下市長・維新の会が次々と打ち出している動きについては、今でも予断を許さない状況が続いています。

そのような中にあっても、二〇二二年二月一〇日から一六日にかけて、「市の職員による違法なし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて、次々と問題が露呈しています。……徹底した調査・実態解明を行っていただき、膿を出し切りたいと考えています」との認識に基づき、市長による「業務命令」として処分をちらつかせ、市職員に対し、政治活動への参加や投票依頼の有無、労働組合活動への参加や加入の有無などについての回答を強制する「思想調査アンケート」(労使関係に関する職員アンケート調査)を強行したことは、前代未聞の暴挙として、大きな衝撃をもって心に残っているのではないのでしょうか。

アンケート調査は、一部職員を除き、庁内ポータルに接続されたパソコンから「庁内アンケートサイト」にアクセスして回答する方法で行われました。アンケートは、各質問項目への回答を入力

しなければ次の質問へ進むことができない、すなわち、全項目の質問に対する回答を強制する仕組みとなっていました。

このアンケート実施直後から、弁護士有志でPTを結成し、実際にアンケートに直面した職員の方々にヒアリングを行いました。その際、前述の仕組みについて、当事者の方から「応は答えようとしてアンケートサイトにアクセスしたものの、Q6(あなたは、この二年間、特定の政治家を応援する活動に参加したことがありますか)との項目。なお、Q1からQ5までは個人を特定する項目である)で固まっている人が多かった」「いったん回答を保留して次に進もうとしても進めないで、戸惑いが広がっていた」というようなお話を伺ったのが印象に残っています。

こ

の思想調査アンケートは、職員らに保障された憲法上の権利を踏みにじるものでした。まず、思想・良心の自由は、憲法一九条において国民に保障されている重要な権利であり、地方公務員であれ例外でないのは当然です。個人の内心について、公権力が介入できないのは近代国家の大原則であり、憲法一九条には、内心の告白を強制することの禁止、いわゆる「沈黙の自由」が含まれます。

思想調査アンケートは、「大阪市における組合活動や選挙活動に関して、自由に回答して下さい

い」(Q15)、「あなたは組合に加入することによるメリットをどのように感じています(ました)か」(Q17)など、個人の組合活動や政治活動に対する考え方についてまで回答を要求するものでした。これは、職員の内心の考え方を直接に問い、組合活動等についての事実を摘示させることで職員の組合活動等に対する考え方を推知させるものであり、思想・良心の侵害であることは明らかです。

次に、アンケートには、特定の政治家を応援する活動に参加したかどうかを問う項目が含まれており、個人の政治活動の自由をも侵害するものであることは、言うまでもありません。

さらには、団結権をはじめとした労働基本権、プライバシー権に対しても、不当な制約を加えるものです。

加えて、この思想調査の対象が、職員のみにとどまらず、職員を通じて、すべての市民・国民に向けられていることも大きな問題です。すなわち、アンケートには、特定の政治家を応援する活動への参加(Q7)、特定の政治家に投票することの要請を受けたこと(Q8)を問う項目がありますが、その中で、「誘った人」「要請した人」の氏名まで回答が求められています。これは、職員に対する調査を通じて、市民・国民についてまで監視を及ぼそうとするものであって、市民・国民の自由に対する重大な挑戦と言えるでしょう。

こ のようなアンケートの実施について、市民や労働組合、日弁連や大阪弁護士会を含む法律家団体から激しい抗議が相次いで出されました。

そのせいもあってか、アンケートの回答については、二〇一二年二月一七日、野村修也特別顧問が開封を凍結しました。また、同月二二日には、大阪府労働委員会が、大阪市労働組合連合会が申し立てた実効確保の措置要求に対し、市の責任において本件思想調査を中止するよう異例の勧告を出しています。

その後、四月六日には、野村特別顧問がアンケート結果を破棄したとされ、この問題については一応の収束を見ました。

しかし、破棄された媒体以外に別途データが保存されているかについては、明らかになっていません。しかも、橋下市長はその後も、本件思想調査について「まったく問題ないと思っている」「組合の実態調査を諦めたわけではない」などと発言し、本件思想調査に問題はなかったとの認識を改めていません。第三者調査チームが、職員の業務用メールのチェックを無断で行ったり、選挙活動を行った者の氏名・活動内容を密告させる調査を行っているなどのその後の大阪市の状況からしても、この歴史的暴挙を「終わったもの」として片付けることは、到底許されるものではありません。

そ こで、去る七月三〇日、このような思想調査の強制は職員の思想・良心の自由などの重要な権利を侵害する違法なものであるとして、五五名の市職員(その後退職した者も含む)が原告となり、大阪市を被告として、大阪地裁に国家賠償請求訴訟を提起しました。私も、一二名の常任弁護団の末席に加わっています。

提訴当日の記者会見では、原告のうち三名が、この思想調査に直面したときの心情を話してくれました。これまで胸を張ってきた自身の生き方をすべて否定されたかのようなショック、「処分」に対する不安や暗澹たる思い、おかしいと思う気持ちと、それでも回答するしかないのかという葛藤、家族や職場の仲間を支えられて提訴の決意に至ったことなど、非常に胸を打つ内容でした。

思想調査に直面させられた方々の困惑、悲痛な思い、この訴訟に至る覚悟などについては、この訴訟を進めていく上でますます明らかになってくると思いますし、そうすることで、裁判所も報道陣も、ひいては市民も変えていかなければなりません。

個 人の尊厳と誇りをかけたたたかいです。この歴史的暴挙が忘れ去られることのないよう、今後の動きにご注目いただき、ご支援をお願いしたいと思います。

# 「Let's DANCE 法律家の会」 設立準備会への参加を呼びかけます ダンス規制法(風営法)改正をめざして

大阪 西川 研一



## 一 はじめに

二〇一二年五月二十九日、全国においてダンス規制法(風営法)改正のための署名運動「Let's DANCE署名運動」が、一〇万筆を目標に開始され、七月一日現在で二万二八六筆(自筆)を数えています。この署名運動は、音楽家の坂本龍一氏をはじめ、各界の著名人が呼びかけ人・賛同人に名を連ね、その数はさらに増えていく予定です。

また、新聞・テレビ・雑誌など、マスコミでもたびたび取り上げられており、ご存知の方も多いことと思います。

本拙稿は、このダンス規制法改正運動をサポートする法律家の会「Let's DANCE法律家の会」の立ち上げに向けて、みなさんに設立準備会へのご参加を呼びかけるものです。

## 二 署名運動の発端

近年、(DJやVJが音楽をかけた)り映像を流したりして、来場者らがダンスなどを行う場である)クラブに対する摘発が、東京や大阪などで相次いでいます。ご存知の方も多いと思いますが、風営法(「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」。「風適法」とも)には、「ダンスをさ

せる」営業は許可が必要とされています。

しかし、クラブは小規模店舗が多く、許可に必要とされる六六㎡以上というフロア面積を確保できないことが多いことや、そもそもクラブカルチャーという芸術表現の場であるクラブが、なぜ風俗営業として規制を受けるのかという問題もあり、風営法上の許可を得ずに営業しているクラブが少なくありません。そういったクラブなどが、前記の摘発(濫用的と思われるものも含め)を次々と受け、営業ができない状況に追い込まれていくついでいます。

そういった状況の下、クラブユーザーなどのクラブ関係者が、濫用的取締りをやめてほしいと必死の思いで立ち上がったのが、この運動の発端です。その後、クラブ関係者のみならず幅広い参加を得て、法改正に向けての運動を展開するに至っています。

## 三 そもそも、なぜダンスを規制？

風営法は改正を重ねていますが、もともとは戦前の庁府県令を受ける形で一九四八年に成立した法律です。その趣旨は、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、少年の健全な育成とされていますが、立法の背景は(議論はありますが)戦前から法制定当時にダンスホールやキャバレーなどで売

買春行為が行われていたことからダンスを規制するに至ったようです。

しかし、現代においては、そのような規制の根拠となる立法事実が存在しているのか非常に疑問な状況です。

そもそも、「ダンス」だから善良な風俗を害するなど、風営法上の問題を引き起こすのでしょうか。それ以外の歌う行為や単に飲酒する行為もあるのに、なぜダンスだけが規制対象となるのでしょうか。もし、ダンスをさせる営業から弊害が生じたにしても、それはダンスを基準に取り締まるべきではなく、その弊害を抑止する法律によって取り締まるべきです。

戦前から戦後間もなくにおける立法事実を前提に、現代においてもダンスを基準にして規制すること自体が、時代遅れだと考えざるをえません。



#### 四 ダンス規制の弊害

二〇一二年四月からヒップホップダンスが中学校の必修科目となっています。しかしヒップホップダンスを教えるダンススクールは「ダンスをさせる営業」として、法律上は風営法の規制対象となっています。ダンススクールでも中学校と同じことをやっているのに、風営法の許可を取らないと、無許可営業として刑罰を受けかねないのです。

また、ダンスを基準に取り締まろうとするからこそ、「善良な風俗を害する享乐的雰囲気や過度に醸成させるダンス」とは、何か？という、客観的基準とはなりえない議論となつて、明確性の原則にも反し、濫用的取締りの温床となりかねない問題があります。

そして、前述のように、現代においてはダンスをさせることそれ自体が善良な風俗を害することに直ちにつながるようなことはないにもかかわらず、規制対象とされること自体に大きな問題があります。

この規制のため、ダンスの場で六月一〇日に京都(旧)WORLD(当時休業中のクラブ)で行われた風営法を考えるつどい

あるクラブは廃業に追い込まれ、さらには閉鎖に追い込まれているダンススクールもあります。

これは表現の自由(憲法二二条)、人格権(同一三条)などへの重大な制約だと考えられます。この過度の制約によって、日本のダンスカルチャーは、本来のポテンシャルを発揮できない状況に置かれているのです。その損失は、計り知れません。

また、風営法は、(立法当時の時代背景から)例えば二四時間いつでも警察の立ち入りを許すなど、営業店舗を都道府県公安委員会も含めた警察による広範な規制下に置き、監視を行う構造になっています。その発想自体が時代遅れなのかもしれません。規制が必要であれば、現代においてはそれぞれ目的に応じた個別具体的な規制法で対応すべきではないかというのは、前述の通りです。

#### 五 改正の方向性

このような問題の所在からすると、改正の方向性はダンス規制項目の撤廃であるというのが、Let's DANCE署名推進委員会の基本的立場であり、法律家の会としてもそれを基本に検討すべきだと考えています。もっとも、多種多様な弊害を防止する観点から、営業時間規制緩和や「ダンス」要件の明確化など、ダンス規制項目以外の部分での改正意見もあり、この点は法律家の会と

しても十分な議論を積み重ねていきたいと考えています。

ただ現時点では、この運動は単なるクラブの営業存続のためだけの運動ではなく、ダンス規制に対する運動と位置づけています。ダンス規制項目を撤廃したうえで、多種多様な弊害を防止するために風営法を大改正することも視野に入れて検討しなければならぬのではないかと、個人的には考えています。

この点は、ぜひ参加いただいた方々の活発な議論を期待したいところです。

## 六 法律家の会としての活動

法律家の会としては、署名運動を中心とした法改正運動に対して、法律家としてのサポートを提供するというのが基本的コンセプトです。具体的には、各地で行われている署名活動に対する支援・相談活動や勉強会でのスピーカーとしての役割などを考えています。

また、法律家の会のメンバーのなかからプロジェクトチームを結成し、改正案の方向性や考え、具体的条項の検討など、法改正作業を担っていくことも考えています。さらには、国会議員の方との勉強会や働きかけといったロビイング活動も想定しています。

法律家の会の組織としては、設立趣意書に賛同いただく形で賛同人となっていたいただき、多くの法律家にご参加いただいたと構想しています。具体的な動きなどについては、運営委員会を中心に決定し、行動していく予定です。

## 七 ぜひ、ご参加をお願いします！

自分自身としては、若いころにクラブにも行き、クラブカルチャーの洗礼を受けてきました。そして、この運動の発端は、前述のようにクラブへの過剰な取締が発端です。しかし、この問題は単なるクラブへの営業権侵害という域に止まらず、ダンスカルチャーという文化・芸術そのものへの過度の制約であると考えています。

たしかに、例えば公害被害などとは異なり、文化・芸術への制約は見えにくいものがあります。しかし、これを放置しておけば、現時点での文化・芸術の発展が妨げられていくだけでなく、将来における発展の可能性を摘み取ることもなってしまうのです。だからこそ、法律家である私たちが先見をもって声を上げていく必要があるのではないのでしょうか。

ぜひ法律家の会にご参加いただき、お力を貸していただけだと思います。まずは、お名前だけでもかまいません。参加いただける方は、「Le

t's DANCE 法律家の会」設立準備会にご参加希望との件名をつけていただき、①ご氏名、②所属事務所、③電話番号・ファクス番号、④メールアドレス登録希望Emailアドレス、⑤賛同人氏名公表の可否を明記の上、メールを送っていただくようお願いいたします。なお、法律家の会への参加資格は、関係する法曹に限定するとの趣旨から、弁護士と行政書士、研究者の方に限らせていただきます。

### 【参加申込先】

メール letsdancelawyers@gmail.com

### 【関係URL】

Let's DANCE 署名推進委員会

ホームページ [www.letsdance.jp](http://www.letsdance.jp)

(ツイッター、フェイスブックあり)

※ なお、大阪の老舗クラブNOONが、二〇一二年四月四日に摘発を受け、経営者が公判請求されており、これに対して現在大阪を中心とする約二〇名の弁護士団で手続が進行しています。

# 改正法成立、今後一年以内が勝負！ ——給費制は法曹界全体の問題

大阪 宮本 亜紀

ビギナーズ・ネット(司法修習生の給費制復活を求める当事者の団体)では、日頃からお世話になっております。

## 1 法改正が成りました！

二〇二二年七月二七日、改正裁判所法が成立しました！

給費制をめぐる法案は、二〇二一年臨時国会から継続審議となったものの、今国会では、政治の荒波に巻き込まれて審議が途中でストップし、焦りだけがつのる状態でした。しかし、二〇二二年六月八日に衆議院法務委員会と本会議を通過し、そして七月二六日に参議院法務委員会、翌二七日に本会議で通過しました。その間、ビギナーズ・

ネットは、新六五期生の声アンケートを四〇〇通集め(修習生の二割)、交通費さえ自費で毎日借金がかさむ不安・悲鳴をビラにして、一月国会開会時から週二回の議員会館前あいさつ運動(ビラ配布)、議員要請、日弁連・市民連絡会と共催の集会などを地道にやってきました。諦めない「青いTシャツを着たビギナーズ・ネット」は、法務委員会内でも共通語となっています。

## 2 今国会で成立した改正法への

### 評価と反省

ただ、成立した改正法は、決して私たちの要求に叶ったものではありません。

(1) まず、第一に、「給費制を復活させる」とい

うストレートな内容ではないことです。改正法本文には、経済的理由が返還猶予事由に加えられただけで、附則及び附帯決議において、「閣議決定に基づく有識者会議において、司法修習生に対する経済的支援も含めて、一年間で法曹養成課程を再度検討する」という内容です。

ビギナーズ・ネット、日弁連及び市民連絡会は、二年前から十分に給費制の意義を訴えてきました。①国の司法権を担う人材を国の責任で育成することが国民全体の利益であること、②経済的背景にかかわらず法曹をめざせることが有能で多様な法曹を得るために必要であることが、給費制の意義であると考えます。また、貸与制が施行された二〇二二年一月からは、新六五期修習生の当事者アンケートで判明した弊害を具体的に示して

きました。経済的困窮、さらにはマインドへの影響は軽視できないことがわかります。そのほか、貸与金が収入と見なされて健康保険の扶養に入れない、学生と同じと見なされて保育所持機児の順位が低くなったなど、当初はまったく予想されなかった事態が起きています。

臨時国会からの継続審議とはいえ、一月以降は、それら事実からストレートに給費制復活の改正法に持ちこめなかったことが、悔しいです。

(2) 第二に、今後一年間の有識者会議で結論が出るまでの間、貸与制継続となってしまうことに変悔しさを覚えます。

給費制問題を取り上げるほど、法科大学院の高学費で借金がかさむこと、司法試験合格率の低さ、裁判官・検察官の採用抑制や弁護士就職難などの法曹養成課程全体における問題点が次々と明らかになってきました。そして、明らかに法曹志望者が激減しています。財政難を口にする人は、全体の予算配分が必要だと言い、そうでなくとも、給費制だけが復活しても、法曹志望者激減は解決されないと指摘されてきました。その結果、法曹養成課程全体として見直さなければならぬという問題意識に、給費制問題が包括されてしまいました。

しかし、そうであるならば、その検討期間は給

費制を存続させるべきでした。この点、二〇一一年臨時国会から続く公明党案は、二年の検討期間中は給費制存続という日弁連提案を取り入れた内容でした。それが、今国会で政治の荒波に飲み込まれて四カ月も引き延ばされるうちに、民主・自民・公明党の三党合意案が現れ、現行法通りの貸与制の下、検討期間は一年となってしまったのでした。現に新六五期修習生は毎日修習に通っています。二〇一二年一月には六六期修習生も誕生します。彼らが、経済的不安を抱えながら修習する時間は、後に経済的に填補されても取り返しがつかぬものではありません。

(3) 結局、裁判所法改正案自体が忘れ去られてしまいうんじやないかという事態から押し返したことで、国会答弁で、遡及的に経済的平等が図られるという言を引き出したという成果は勝ち取りました。とはいえ、不安定な政治情勢におけるパワーバランスに翻弄されて、すぐさま三党合意案の不合理に抗議の声を上げられなかったことに反省するところです。

### 3 法曹養成課程全体の見直しに

#### おいて

以上の反省点を踏まえながら、今後の給費制復

活に向けた活動を展望します。

給費制廃止を含む法曹養成課程全体の課題が有機的に関連して負のスパイラルとなつていきます。

二〇一一年の法曹養成フォーラムでは根本的解決までのぞめなかった分、新しい有識者会議（フォーラム後継組織）において本気の議論が必要ですが、それには一年は短すぎると思います。ここで手を抜くわけにはいきません。

(1) そこで、ビギナーズ・ネットからはすでに、フォーラム後継組織について、①人選の適正、②当事者へのヒアリング、③会議の公開を求めて、改正法成立当日の午後、省庁へ要望書を提出しています。加えて、フォーラム後継組織の議論を注意深く見て、時機に合った要請活動を展開します。

(2) そして、フォーラム後継組織の議論内容に積極的な働きかけをします。

ビギナーズ・ネットは、給費制維持復活だけを一点として法曹をめざす若者が全国から集っており、法曹養成制度の課題に対するメンバー自身の賛否の意見は自由なものとしてきましたし、今後もその立場に変化はありません。しかし、最近の議員要請では、国会議員から法曹養成課程に身を置く当事者の立場として、諸課題にどのような意見を持っているのかを問われ、発信してほしい

と請われることもありました。また、フォーラム後継組織に対して当事者の意見を伝えることは、より良い法曹養成制度の見直しにつながり、諸課題を検討する中で給費制の重要性を再認識させることにつながると考えます。

そこで、ビギナーズ・ネットでは、当事者が法曹養成制度の諸課題にどのように感じているか、より良い制度の提案があるかについて、アンケート

トを取り始めました。ビギナーズ・ネットとして、給費制以外に統一見解を出すことはありませんが、当事者の声を無視した空中戦の議論にさせないよう、法曹養成の渦中にある若者の意見を集め、事実を示していきたいと考えています。

(3) 日弁連でも、フォーラム後継組織の動きに合わせるよう、「法曹養成実現本部」が新たに設置されました。また、市民連絡会の中からも、市民

目線からの法曹養成課程の改革案が提案されています。それらの内容に、当然に給費制復活は含まれています。

フォーラム後継組織で検討されるこれからの期間(実質は一年に満たない)は非常に重要な期間です。給費制は将来の法曹界全体の問題だという位置づけを再認識して、青法協全体として取り組みを、どうぞよろしくお願いいたします。

# 東京電力女性社員殺害事件に再審開始決定

東京 佃 克彦

**1** 「本件について再審を開始する。請求人に対する刑の執行を停止する。」

東京高等裁判所第四刑事部は、二〇二二年六月七日、いわゆる東京電力女性社員殺害事件に対するゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の再審請求につき、再審の開始を決定するとともに刑の執行も

停止し、マイナリ氏を横浜刑務所から釈放した。

**2** 東京電力女性社員殺害事件は、一九九七年に東京都渋谷区のアパートの空き室で東

京電力の女性社員が死体で発見された事件である。この事件で逮捕起訴されたネパールのマイ

ナリ氏は当初から一貫して無実を主張していた。この事件は、いわゆる直接証拠のない事件であり、検察官は状況証拠のみを頼りに起訴をしたが、二〇〇〇年四月、東京地裁はマイナリ氏に無罪を言い渡した。ところが東京高裁は同年二月に無期懲役の逆転有罪判決を言い渡し、二〇〇三

年、最高裁が上告を棄却してその有罪判決が確定し、マイナリ氏は横浜刑務所での収容生活を強いられた。

これに対してマイナリ氏と私たち弁護士は二〇〇五年三月に再審請求をした。この度の再審開始決定は、この請求に対し七年以上の時を経て出されたものである。

### 3

この事件でマイナリ氏が犯人だと疑われたのは、現場の空き室のトイレに遺留されたコンドーム内の精液がマイナリ氏のDNA型と一致したことが大きい。

しかしマイナリ氏は、事件の一〇日ほど前に被害者女性とこの現場で性交渉をしたことがあり、このコンドーム内精液はその時のものである。

マイナリ氏は犯人でない以上、現場には被害者と第三者との接触を示す物証がある筈である。現場には実際に、被害者のものともマイナリ氏のものとも一致しない第三者の陰毛などが遺留されていた。そこで私たちは再審請求審において、関連物証の保全や鑑定を裁判所に求めた。

そして再審請求審では、このように残されている物証のDNA鑑定が、裁判所・検察官・弁護人の三者協議を経ながら進められていった。

……と書くところの再審請求審の手続きがトント

ン拍子に進んだように見えるかもしれないが、そうではない。そもそも三者協議の席が設けられたのは二〇〇九年一月であり、再審請求から四年八カ月も経っている。また、その後協議を進めて実際に鑑定囑託のはこびに至ったのは二〇一二年三月のことであり、三者協議からさらに一年四カ月も経ってからである。

このように物証のDNA鑑定が実施されたのは、足利事件の影響が大きいと思う。足利事件では、二〇〇九年四月に菅谷利和さんの無実を示すDNA鑑定の結果が出て同年六月に再審開始となった。この件をきっかけに裁判所が、最新の鑑定技術に基づいて物証を精査することの必要性を感じたのではないか。

### 4

事件が大きく動いたのは二〇一二年七月のことである。DNA鑑定の結果、被害者の腔内に残されていた精液のDNA型が、部屋に落ちていた第三者の陰毛のDNA型と一致したというのである。現場の床と被害者の体内にその“第三者”のDNA型の物があるということは、その“第三者”がその現場の空き部屋で被害者と性交したことを示すといえる。

もともとこの空き部屋について二審の有罪判決は、「被告人(マイナリ氏)以外の男性が被害者を

この部屋に連れ込むことは、およそ考え難い事態である」としてマイナリ氏を有罪にしていた。その有罪判決の根拠がこれによって崩れたことになる。

マイナリ氏の無実を示す実験結果はこれに止まらなかった。同年秋には今度は、被害者の乳房の部分に付着していた唾液のDNA型がこの“第三者”のものと同じというのである。これでこの“第三者”が真犯人であることはもう間違いないであろう。この“第三者”が現場の空き家で被害者女性と性交し、その後殺害したということである。

なお、この乳房の部分の唾液については、一九九七年四月の時点ですでに血液型の鑑定がなされており、結果はO型であつて、マイナリ氏の型であるB型の反応は出なかったという。マイナリ氏が強盗殺人で逮捕されたのは同年五月。つまり捜査機関は、被害者の乳房にマイナリ氏の型と矛盾する血液型の痕跡があることを重々承知のうえでマイナリ氏を逮捕起訴したわけである。しかもこの“O型だつた”という証拠がわれわれ弁護士に開示されたのはこの二〇一二年秋のことである。検察側は、“マイナリ氏犯人説”と矛盾する証拠をずっと隠し続けていたのである。この証拠が事実審の段階で出ていけば、マイナリ氏を有罪にしたあのひどい当時の東京高裁第四刑事部もさすがに結論が変わっていた筈である。えん罪は“起きる”のではなく“作ら

れる“ものだということだが、ここでもまたはつきりした。

### 5

この度の再審開始決定には、刑の執行停止もついた。このことは大きい。

過ぎた時間は取り戻せない。たとえ最後に無罪となっても、それまで刑務所に収容され続けなければならぬのでは無罪の効果も半減する。その

意味で、再審開始決定とともにマイナリ氏の懲役刑の執行を停止してネパールの家族の許に帰した今回の裁判所の判断は、極めて適切だと思う。

そしてまた、刑の執行停止が出たということは、再審請求審の裁判所が、自分の出した再審開始決定がもはや覆ることがないと確信しているということも示すといえよう。それくらいマイナリ氏はこの事件について、真つ白“だということ

### 6

この再審開始決定に対して検察官は異議を申し立てたが東京高裁第五刑事部は早くも翌七月にこの異議を棄却し、再審開始決定は確定した。いよいよ再審公判である。マイナリ氏の日も早い無罪の確定のために、今後もし引き続きご支援をお願いしたい。

# 神栖ヒ素事件裁定及び和解解決報告



茨城 五來 則男

## 一 神栖ヒ素事件とは

神栖ヒ素事件については、以前本紙でも報告をしてきたが、二〇一二年五月二日、公害等調整委員会（以下、「公調委」という）の裁定結果が出た

ので、報告する。

本件は、茨城県神栖市内に居住する申請人ら三四名及び参加人ら五名（以下、「申請人ら」という）が、旧日本軍が製造していた毒ガス兵器の一種である、いわゆる「アカ剤」に利用された、「ジフェニルアルシン化合物」（以下、「ジ化合物」とい

う）が混入した井戸水を経口摂取して健康被害を受けたという事件である（二〇〇三年三月発覚。ただし、一名だけは農業被害）。特に年少時に、ジ化合物を井戸水から経口摂取した申請人らは、広汎性発達障害に類似する知的障害、学習障害や脳性運動障害、てんかんの症状が継続しており、

深刻な状況である。

## 二 公調委での責任裁定手続

申請人らは、二〇〇六年七月二四日、国と茨城県を相手に公調委（総務省所管、独立行政委員会）に対し、責任裁定の申立を行った。あえて公調委の責任裁定を選択したのは、民事訴訟に比べ、①専門的知見を活用できる、②職権での機動的な資料収集・調査を行うことができる、③費用が安い、などの特長を考慮して迅速な解決が期待できると考えたものである。また、被害者のための救済制度を協議するところとしてなじむのではないかと考えたこともあった。しかし実際には、委員会の事務局が裁判所や環境省からの出向者等で構成されており、申請人らにとって決して使い勝手がいい制度ではないことを実感した。

申立の内容は、国に対しては、ジ化化合物が極めて特殊で、旧日本軍由来の物質であることから、国は外部に流出しないようにすべき高度の保管義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったことを理由に国賠請求をした。また、茨城県に対しては、本件発覚（二〇〇三年三月）の四年前である一九九九年一月に、問題となった井戸からわずかに五〇〇m離れた所にあった別の井戸から〇・四五

mg/l（水質基準値の約四五倍）のヒ素が検出されたことを把握していながら、その周辺七カ所の井戸水を調査したのみに止めその後の調査を打ち切ったこと、また、周辺住民への周知を怠ったことを理由に損害賠償の請求をしたものである。

審理上特に苦勞したところは、まず、これまでジ化化合物の経口摂取による健康被害の症例がなかったことである。弁護士は森永ヒ素ミルク事件の教訓を生かし、ジ化化合物による症状でないことが明確である場合を除き、すべてジ化化合物を原因とする症状（免疫力低下による症状悪化も含む）であると推定すべきだと主張した。次に、国の管理下からジ化化合物が不法投棄されるまでの経緯が不明であったことから、国の加害行為の特定が困難であったことである。この点、弁護士は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつそれで足りる」（最高裁判昭和五〇年一〇月二四日判決・ルンバル判決）と主張したが、裁定では、「製造・流通経過を全く明らかにすることができず、そのため……国が、いつ、い

かなる管理義務を負い、どのようにその義務に違反したのかを具体的に特定することができない」と判断し、国の責任を否定した。

### 【政策形成を求める責任裁定外における活動】

国は、二〇〇三年六月、閣議了解で、被害者のために医療手帳を給付し自己負担分を交付負担するなどの援助措置を行ってきた。しかしこの措置事業は、三年間ごとに見直しをすることになっていたため、弁護士は環境省に対し熱心な働きかけを行い、事実上制度の継続を勝ち取ってきた。二〇〇二年六月三日の改正では、一五歳未満で被毒した子どもに対し、調査協力金として月五万円の支給が行われ、また、ジ化化合物が原因でないことが明らかな症状を除いてすべて医療給付されること、健康不安の解消を達成するまでは制度が継続することなどが確認された。

### 【裁定結果】

県に対する請求は、当時、まだ出生していなかった二名を除いた全員に対して認められた。県が原因究明のための十分な井戸水調査を行わなかったこと、周辺住民に周知させる権限を行使しなかったことにより被害を生じさせた法的責任を認めたものである。なお損害額は、各申請人ごとに異なる。国に対する請求は棄却されたが、国は「アカ剤」の製造を主体的に行っていた者として、一

定の管理責任を負うものであるという判断がされた。

本件は、アスベスト、イレッサなどの問題で、規制権限不行使につき責任を認めることは規制を促すことになってしまおうという極端な行政追隨の判断がなされてきているなかで、貴重な勝利といえることができる。また、今回の裁定は、健康被害につき公共団体に責任を認めた初めてのケースであるということも画期的な意義がある。

### 三 裁定後の和解協議

公害紛争処理法四二条の二〇第一項には、「責任裁定があった場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三〇日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されない

(中略)ときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。」とある。すなわち、申請人らが裁定に不服の場合は、三〇日以内(最終日は六月二一日)に提訴するかどうかを判断しなければならぬ。提訴しないで裁定内容を基礎に解決を図ろうとする場合は、茨城県に提訴しないように働きかけ話し合い解決を説得しなければならぬのである。さらに国に対しても請求人らが提訴しなければ

ば、国に和解の話し合いに入るように働きかけなければならぬという困難が待ちかまえていたのである。

弁護団はさっそく五月二三日、請求人らに対する説明会を開いた。請求人らは裁定については一定の評価をした上で、茨城県に対して認容された金額が低過ぎること、国の責任を認めなかったことに不満を持ちながら、申立てから六年という年月が経過し、今後さらに提訴をするという気力がないなどの声が出された。そこで、茨城県に対しては提訴をしないで、請求額の上乗せを要求すること、国に対しては現在暫定措置として行われている緊急措置事業を拡充した上で恒久化させるような合意をめざすことになった。ただ、話し合いがうまく行かなければぎりぎりのところで提訴も考えるということになった。

五月一七日、請求人代表と弁護団で茨城県に対して提訴しないようにとの要請を行った。それを受けた形で、五月二八日には県知事が、請求人の気持ちは十分理解できるとの表明があった。この間弁護団は、自民党や民主党の県議や地元選出の国会議員らに協力要請を行い、また、水面下で、県の代理人弁護士と話し合いを持ったりした。その結果、六月一日から三日にかけて、弁護団から提案をして、茨城県との間で、裁定での認

## 第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。



発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141  
E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

容額に上乘せすること、茨城県は国に対して緊急措置事業を継続するように働きかけをすること、茨城県も現行制度の運用が実効性を持つように相談体制を整えるようにすることなどで大筋で合意ができ、六月五日に覚書を取り交わした。

このように茨城県に対しては裁定を梶子にして、それなりの成果を得ることができた。しかし国に対しては、六月二日の提訴期限が迫っても、一時金等を支払うことなどについて、国の姿勢は硬く、どうしても進展しなかった。請求人らの意向を聞いたが、これ以上、裁判を行っていく精神的、肉体的余裕はないということになった。そこで、新たな事実が明らかになれば今後も国に対する提訴もあり得るとした上で、国に対する提訴は見送ることを表明した。

#### 【和解成立】

六月二五日、和解案が県議会の本会議で可決された。一七日、神栖市で請求人団会議を開き、弁護団から経過報告を行い、請求人らから和解内容について了解を得た。二〇日、正式に和解書の調印が行われ、七月四日、請求人代表が茨城県知事に面談して、今後の県の支援と国に対して制度拡充のために一緒に要請を行っていくことを申し入れ、知事も誠意をもって答える旨を表明した。このやり取りはテレビでも広く報道された。それを

受けて、七月二三日、請求人代表・弁護士・茨城県知事・茨城県代理人弁護士などが一緒になって、環境大臣・環境副大臣と面会し、緊急措置事業とされている事業を継続することなど申し入れた。大臣からは、健康不安の解消という必要性がある限り事業を継続する旨の回答を得た。

#### 四 最後

このように、長年にわたる審理を重ねた公調委での裁定は満足のいく勝利とはいかず、請求人ら

の気持ちも不満を残したものになった。

しかし、それを梶子として茨城県に理解を求め、損害賠償額の上乗せだけでなく今後の支援等を約束させたことは弁護団としては誇れる成果だと思っている。

しかも、茨城県知事が請求人らと一緒に国に対して要請を行ったということは、今後も本件による苦しみ、不安が続く請求人らからすれば、一定の安心を得ることができたのではないかと評価している。



▼原子力損害賠償支援機構の法律相談で、福島県の仮設住宅に四回ほどおじゃました。これまで法律のことなど全く縁が無かつたような一般の方が、東電から分厚い損害賠償請求用紙を送られて戸惑っている様子が明らかだった。請求してしてと促しても、特に

お年寄りの反応は鈍い。▼ところで、自主的避難等対象区域の一五八四〇〇〇人中、東電から請求書用紙を受領した人が七二万四〇〇〇人(二世帯に一冊なので)、損害賠償金を受領した

のは六七万八〇〇〇人で、この中には法人は含まれていないという。ということは、少なくとも数十万人規模の被害者や経営者や従業員が、わけもわからずすすすもなく放置されていることになる。▼これら罪無き被害者を全員救済するためには、伝統的な当事者主義の発想による司法制度解決では間に合わない、処理しきれない、人が足りない、無理無理無理であることは明らかである。ここは一つドカンと前払いして、細かいことは後で調整するような特例が絶対に必要だと感じた。(町田 正裕)